

「こうちし子育てガイド ぱむ」官民協働発行业者募集要領

この要領は、「こうちし子育てガイド ぱむ」（以下「子育てガイド」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、高知市が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働して発行する事業者を決定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の概要、業務内容等

- (1) 事業名称 「こうちし子育てガイド ぱむ」官民協働発行业者
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 協定書締結日から令和9年5月31日まで（期間内に2回発行）
- (4) 費用 子育てガイドの作成等に要する費用は、事業者が集める広告収入等で賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人に限ります。

- (1) 「こうちし子育てガイド ぱむ」の現物納付が可能な者
- (2) 高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準及びこの募集要領その他関係法令等を遵守できる者
- (3) 国税及び地方税の滞納がない者
- (4) 自社の広告のみを掲載しようとする者、又は、広告代理業務を営む法人で、令和7年9月1日時点において引続き2年以上当該業務に従事している者（当該業務を法人の目的としていることが登記事項証明書により確認できること。）かつ、令和6・7年度高知市物件等競争入札参加有資格者名簿に営業種目が広告で登録されている者、又は、高知市その他自治体での子育てガイド寄贈（印刷物の広告掲載業務を含む。）の実績が令和3年度以降に延べ2年以上ある者
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者でないこと。
- (7) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）に基づく指名停止期間中の者でないことその他納付者として市長が不適當であると認める者でないこと。

3 参加申込み

(1) 提出期限

令和7年9月25日(木)【必着】

(2) 提出方法

申込必要書類を下記に提出してください。（郵送・持参）

なお、持参される場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。

【提出先】高知市役所 こども未来部母子保健課 管理担当

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL 088-855-7795 fax 088-855-7796

4 申込必要書類 (注1)

- (1) 参加申込書 (様式第1号)
- (2) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 (広告事業用) ※両面印刷で提出
- (3) 会社概要 (パンフレットでも可)
- (4) 申請者の業務内容及び実績等が分かるもの
- (5) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (注2)
- (6) 国税, 都道府県税及び市町村税に係る納税証明書 (注2~4)

<注意事項>

注1 書類提出に要する費用は, 申請者の負担とします。また, 提出された書類は, 返却しません。

注2 (5)及び(6)は, 提出期限前4か月以内のもので, 写しでも可。なお, 高知市物件等競争入札参加有資格者名簿の登録者が申請する場合は, (2), (5)及び(6)を省略することができます。

注3 (6)国税の税務署の証明書の種類は「その3」で, 必要な税目は「法人税, 消費税及び地方消費税, その他 (源泉所得税)」です。

注4 (6)都道府県税及び市町村税は, 滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書とし, 申請者の所在地発行のものとし。なお, 高知市外の申請者で, 高知市に支店, 営業所等がある場合は, 高知市の納税証明書も併せて提出してください。

5 事業者の決定

指定期日までに提出された申込書類にて参加資格を審査し決定します。なお, 申込みが複数あった場合は, くじ引きにより事業者を決定し, 協働発行事業者 (決定・不決定) 通知書 (様式第2号) により通知します。
(※抽選に際して, 当該事務に関係ない職員が代理でくじを引くようになりますのでご了承ください。)

6 協定書の締結

決定者は, 当該決定に係る通知を受けた後, 高知市と協定書を締結していただきます。

7 協働発行までの流れ

参加申込受付 ⇒ 事業者決定 ⇒ 協定書締結 ⇒ 作成等打ち合せ ⇒ 原稿作成及び構成・広告集稿
⇒ 広告内容承認申請・審査・承認通知 ⇒ 印刷製本 ⇒ 納品

8 その他留意事項

- (1) 広告に関しては, 高知市広告掲載要綱, 高知市広告掲載基準, この募集要領, その他関係法令等 (以下「広告掲載要綱等」という。) の規定を遵守すること。
- (2) 事業決定者は, 広告掲載内容承認申請書 (様式第3号) を高知市が指定する日までに提出すること。提出された広告内容については, 審査後, 広告掲載内容承認・不承認決定通知書 (様式第4号) により通知

する。

- (3) 掲載する広告について、高知市が内容等に修正、削除等が必要と判断した場合は、事業決定者に修正削除等を求めることができる。
- (4) 事業決定者は、広告掲載内容に関する一切の責任を負うものとし、第三者から、苦情の申立て、被害救済、損害賠償の請求等がなされた場合は、直ちに事業決定者の責任及び負担において、その解決のための対応を行わなければならない。
- (5) 事業決定者は、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）の広告を掲載し、又は排除措置対象者を下請契約等の相手方としてはならない。
- (6) 事業決定者、事業決定者を通じて広告を掲載しようとする者又は事業決定者の下請契約等の相手方（以下「事業決定者等」という。）が排除措置対象者に該当する疑い、その他広告掲載内容に関し広告掲載要綱等に違反する疑いが生じたときは、高知市が事業決定者に対し当該事実の確認のために必要な書類等の提出を求めることがある。
- (7) 事業決定者が、前号による書類等の提出を拒んだ場合は、広告掲載を認めない又は広告掲載の承認を取り消すことがある。
- (8) 社会情勢の変動や高知市又は事業決定者の責めに帰する理由により、子育てガイドの発行に不適切な事情が生じた場合には、双方協議の上、発行の全部又は一部を中止することがある。
- (9) 事業決定者は、子育てガイドに広告を掲載する者を募る場合は、その者に対し、高知市が広告を募集しているかのような誤解を与えてはならない。
- (10) 事業決定者は、子育てガイドに起因して高知市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市こども未来部 母子保健課 担当：森田・瀧石

TEL 088-855-7795 / FAX 088-855-7796

E-mail kc-280400@city.kochi.lg.jp

様式第1号

参加申込書（「こうちし子育てガイド ばむ」官民協働発行事業）

令和 年 月 日

高知市長 桑 名 龍 吾 様

申請者 住所

氏名

法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名

高知市における「こうちし子育てガイド ばむ」官民協働発行事業者募集について、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準を了知の上、下記のとおり申し込みます。

事業の内容 (品名・数量等)	「こうちし子育てガイド ばむ」 5,000冊	
連絡先	ふりがな 担当部署	
	ふりがな 担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
添付書類等	①暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（広告事業用） ※両面印刷（添付・省略） ②会社概要（パンフレットでも可） ③申請者の業務内容及び実績等が分かるもの ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（添付・省略） ⑤国税，都道府県税及び市町村税に係る納税証明書（添付・省略） ※令和6・7年度高知市物件等競争入札参加有資格者名簿の登録者が申請する場合は，①，④及び⑤を省略することができます。	

令和 年 月 日

(事業参加申込者) 様

高知市長

「こうちし子育てガイド ぱむ」官民協働発行事業者（決定・不決定）通知書

令和 年 月 日付けで提出がありました参加申込書等に基づき、参加資格を審査し抽選を行った結果、下記のとおり決定しましたので、ここに通知します。

1 決 定

2 不 決 定

[理 由]

令和 年 月 日

高知市長

様

住 所
法 人 名
代表者名

広告掲載内容承認申請書

「こうちし子育てガイド ぱむ」に掲載する広告内容等について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載する広告案（紙面による完成見本）

令和 年 月 日

(納付決定者) 様

高知市長

広告掲載内容承認・不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました「こうちし子育てガイド ぱむ」に掲載する広告内容等の承認申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、ここに通知します。

1 決 定

2 不 決 定

[理 由]